

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
告 示		
○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課)		37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)		37
○道路の供用の開始…………… (道路整備課)		37
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課)		37
道教育庁網定教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		38
道公安委員会規則		
○警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則……………		38
○機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則……………		38
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………		39
告 示		
北海道告示第862号		
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。		
平成17年11月25日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 実 施 の 目 的		
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため		
2 実施する区域及び実施の期日		
実施する区域 実 施 の 期 日		
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)		
北 海 道 一 円 平成17年11月28日から平成18年3月31日まで		
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの		
4 実 施 の 方 法		
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。		
北海道告示第863号		
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。		
平成17年11月25日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所		天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的		雪害の防備
3 変更後の指定施業要件		
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法		
ア 主伐は、択伐による。		
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度		次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。)		
北海道告示第864号		
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。		
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。		
平成17年11月25日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日		
道道 江差木古内線 檜山郡上ノ国町字桂岡193番地先から 平成17.11.25		
檜山郡上ノ国町字桂岡224番地先まで		
北海道告示第865号		
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変		

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成17年11月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 道路の種類 道道 2 路 線 名 江差木古内線 3 道路の区域 <table><tr><th>区</th><th>間</th><th>変更前後の別</th><th>敷地の幅員</th><th>延 長</th><th>国道等との重複区間</th></tr><tr><td rowspan="3">檜山郡上ノ国町字桂岡224番地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで</td><td rowspan="2">前</td><td></td><td>16.91mから 62.45mまで</td><td>230.00m</td><td>――</td></tr><tr><td></td><td>16.91mから 62.45mまで</td><td>232.36m</td><td>――</td></tr><tr><td>後</td><td></td><td>16.91mから 62.45mまで</td><td>230.00m</td><td>――</td></tr></table>						区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	檜山郡上ノ国町字桂岡224番地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで	前		16.91mから 62.45mまで	230.00m	――		16.91mから 62.45mまで	232.36m	――	後		16.91mから 62.45mまで	230.00m	――	2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 福祉介護実習用品類 ベッドほか85品目 356点 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成17年11月11日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 小林株式会社 イ 住 所 北海道網走市桂町5丁目3番1号 (4) 随意契約に係る契約金額 8,465,100円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間																											
檜山郡上ノ国町字桂岡224番地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで	前		16.91mから 62.45mまで	230.00m	――																											
			16.91mから 62.45mまで	232.36m	――																											
	後		16.91mから 62.45mまで	230.00m	――																											
道教育庁網走教育局告示						道 公 安 委 員 会 規 則																										
北海道教育庁網走教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札による落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成17年11月25日 北海道教育庁網走教育局長 巻 渕 雄 二 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 情報処理教育機器類 パーソナルコンピュータほか27品目 211点 (2) 落札を決定した日 平成17年11月11日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 有限会社コピーセンター イ 住 所 北海道斜里郡斜里町港町14番地6号 (4) 落札金額 37,590,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成17年9月30日付け北海道教育庁網走教育局告示第7号						警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年11月25日 北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄 北海道公安委員会規則第11号 警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成15年北海道公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。 題名中「第16条の2」を「第51条」に改める。 第1条中「第16条の2」を「第51条」に改める。 附 則 この規則は、平成17年11月25日から施行する。 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。																										

平成17年11月25日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第12号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則
機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第11条の7」を「第43条」に改める。
附則第2項中「第11条の7」を「第43条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月25日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成17年11月25日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第13号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「第13条第1項（報告又は資料の提出に限る。）」を「第46条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月25日から施行する。

正 誤

○平成17年9月26日（1708号）
北海道告示第704号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

44 右 6

誤 上川郡上川町・空知郡南富良野町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

正 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南富良野町・上川郡上川町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

44 右 12

誤 上川町・南富良野町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

正 南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南富良野町・上川町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

○平成17年9月30日（1710号）
北海道告示第728号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

72 左 33

誤 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）

正 爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町（次の図に示す部分に限る。）

